

令和元年8月1日

# 後期高齢者医療の 保険証が更新されます

新



埼玉県のマスコット  
「コバトン」  
「さいたまっち」



後期高齢者医療被保険者証 有効期限  
被保険者番号 1 2 3 4 5 6 7 8 令和 2年 7月 3 1日  
住 所 さいたま市浦和区北浦和5-6-5

氏 名 埼玉 太郎

生 年 月 日 昭和 8年 4月 1日 性別 男  
資格取得年月日 平成 20年 4月 1日  
発 効 期 日 平成 21年 8月 1日  
交 付 年 月 日 令和 元年 7月 1日  
一部負担金の割合  
1割

保 険 者 番 号 3 9 1 1 1 2 3 4  
保 険 者 名 埼玉県後期高齢者医療広域連合 印

旧

後期高齢者医療被保険者証 有効期限  
被保険者番号 1 2 3 4 5 6 7 8 平成 31年 7月 31日  
住 所 さいたま市浦和区北浦和5-6-5

氏 名 埼玉 太郎

生 年 月 日 昭和 8年 4月 1日 性別 男  
資格取得年月日 平成 20年 4月 1日  
発 効 期 日 平成 21年 8月 1日  
交 付 年 月 日 平成 30年 7月 1日  
一部負担金の割合  
1割

保 険 者 番 号 3 9 1 1 1 2 3 4  
保 険 者 名 埼玉県後期高齢者医療広域連合 印

- ①新しい保険証は、お住まいの市区町村から7月中にお届けします。
  - ②医療機関等を受診するときは、必ず保険証を提示してください。
  - ③医療機関等での一部負担金の割合は1割または3割です。
- ※一部負担金の割合欄が「1割(令和元年7月31日まで3割)」の場合、7月31日まで3割、8月1日から1割です。

**新しい保険証が届いたら、古い保険証はご自身で処分してください。**  
(市区町村の後期高齢者医療担当窓口でも回収しています。)

- 生活習慣病の早期発見・健康保持のため、健康診査を受けましょう!
- 災害や著しい収入減少(被保険者・世帯主)などの特別な事情がある場合、一部負担金や保険料が申請により減免となる場合があります。

『限度額適用認定証』または『限度額適用・標準負担額減額認定証』はお持ちですか?

所得の多い方(現役並み所得の一部の方)または住民税非課税世帯の方は、申請により交付を受けることができます。  
(各種認定証を医療機関等の窓口で掲示した場合、お支払いが適用区分に応じた自己負担限度額までとなります。)

お問い合わせは、お住まいの市区町村後期高齢者医療担当窓口まで  
(発行:埼玉県後期高齢者医療広域連合)